

様式第1号（第8条、第9条関係）

事業者行動計画書（変更計画書）

令和3年7月27日

（宛先）

滋賀県知事 殿

提出者

住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

滋賀県犬上郡甲良町在士古田681

氏名 （法人にあっては、名称および代表者の氏名）

ユニバーサル製缶株式会社

滋賀工場 工場長 原田 玲

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例
〔 第20条第3項・第20条第4項
　　第22条第1項・第22条第2項において準用する
同条例第20条第4項 〕の規定に基づき、事業者行動計画を策定（変更）したので、提出します。

事業者の氏名 (法人にあっては、名称 および代表者の氏名)	ユニバーサル製缶株式会社 代表取締役 花房 達也
事業者の住所 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地)	東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル

1 事業所の概要

事業所の名称	ユニバーサル製缶株式会社 滋賀工場				
事業所の所在地	滋賀県犬上郡甲良町在士古田681				
主たる事業	細分類番号	2	4	5	1 アルミニウム・同合金プレス製品製造業
該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> 原油換算エネルギー使用量が、年間1,500キロットル以上の事業所を県内に有する事業者 <input type="checkbox"/> 従業員数が21人以上であって、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量が、二酸化炭素換算で年間3,000トン以上の事業所を県内に有する事業者 <input type="checkbox"/> 任意提出事業者				

2 計画の内容

計画の内容	別添のとおり
-------	--------

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とします。

標準様式第1号

(第1面)

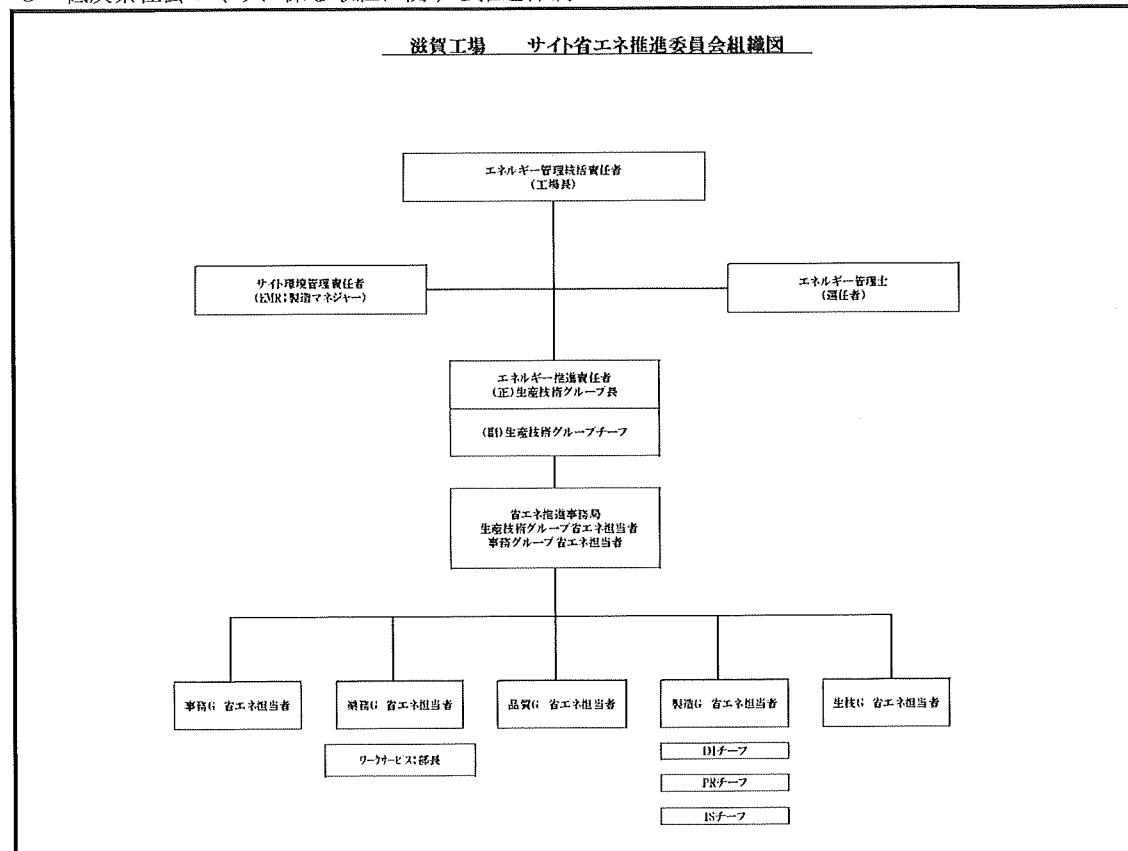
1 計画期間

計画期間	令和3年度～令和5年度
------	-------------

2 低炭素社会づくりに係る取組に関する基本的な方針

別添のユニバーサル製缶株式会社環境方針のとおり

3 低炭素社会づくりに係る取組に関する推進体制



備考 組織図を記載し、役割分担および責任者の役職を記入してください。

4 これまでに取り組んできた低炭素社会づくりに係る取組

省エネルギーのため、これまでに計画的に積極的な取り組みを行っている。

- コンプレッサー及びエアー配管等のエアー漏れチェックと修繕
- 蒸気配管の蒸気漏れチェックと修繕
- 搬送待機電力の削減
- コンプレッサー吐出圧の変更による消費電力削減
- 冷凍機更新による消費電力削減
- 省エネ照明機器の導入
- CGS廃止に伴うCO₂削減

これらの取り組みにより、温室効果ガス排出の低減を目指している。

5 自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

(1) エネルギー起源CO₂排出量の削減に向けた取組の内容等

	取組項目	取組の内容	実施スケジュール
1	運用対策	コンプレッサ及びエアー配管等のエアー洩れチェックと修繕	令和3年度～令和5年度
2	運用対策	蒸気配管の蒸気漏れチェックと修繕	令和3年度～令和5年度
3	運用対策	搬送待機電力の削減	令和3年度～令和5年度
4	設備導入対策	省エネ照明機器の導入	令和3年度～令和5年度
5	設備導入対策	太陽光発電機器の導入	令和3年度～令和5年度
6			
7			
8			

(2) エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の内容等

	温室効果ガスの種類	取組の内容	実施スケジュール
1	フロン類	フロン排出抑制法の定着 (簡易点検・定期点検の確実な実施)	簡易点検(1回/3ヵ月) 対象機定期点検
2			
3			

(3) 上記の取組により達成しようとする目標および目標設定の考え方

上記(1)、(2)の取組等により、H26年度を基準年度とし、以下の数値目標の達成を目指します。

原単位「温室効果ガス/寄与率生産量」で毎年1%削減

なお、原単位の考え方は次のとおりです。

温室効果ガス排出量は製品の生産量に大きく影響を受け、さらに生産する缶の種類にも大きく影響を受けるため、寄与率生産量を原単位の指標(分母)として設定しました。

寄与率生産量とは、生産する缶の種類に応じて係数を乗じた生産量のことです。なお、実績を目標と適切に対比させるため、計画期間中の各年度の温室効果ガス排出量の算定に当たっては、電気のCO₂排出係数(電力原単位)は関西電力(株)社の基礎排出係数を用いて算出します。

7 その他の低炭素社会づくりに向けた取組

取組項目	取組の内容および当該取組により達成しようとする目標	実施スケジュール
1 3Rの推進	廃棄物の分別、再利用化を促進し、廃棄物原単位1%/年削減を実施する。	令和3年度～令和5年度
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

環境方針



「人と社会と地球に優しい飲料容器の提供」に資する為に、以下の環境保全活動を実施する。

1. 環境意識の育成

事業活動が環境に与える影響を認識し、社員一人一人が環境保全に努めるよう、全従業員に対し「環境方針」の周知と環境教育を充実させることにより、環境意識の育成を図る。

2. 環境マネジメントシステムの継続的改善

環境マネジメントシステムの継続的改善を図り、パフォーマンス向上をもって、技術的、経済的に可能な範囲で一層の環境汚染予防、及び環境保全活動に努めると共に、環境関連法令の遵守を確実にする。

3. 環境重点活動の推進

- 1) 環境法令遵守 : 環境法令違反ゼロ
- 2) 環境汚染予防活動 : 環境事故ゼロ
- 3) 省エネ推進活動 : エネルギー原単位 1%削減／年
- 4) 廃棄物管理活動 : 廃棄物排出原単位 1%削減／年

4. 資源の有効利用

- 1) アルミ缶リサイクルで生じる再生地金を積極的に使用し、缶胴材の使用比率 50%以上を維持する。
- 2) 使用済み飲料用アルミ缶の回収に積極的に取り組む。

2020年4月1日改定
ユニバーサル製缶株式会社